

教私第3515号
平成30年3月1日

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様
各私立幼稚園・認定こども園長 様
各私立専修学校・各種学校長 様

大阪府教育庁私学課長

「学校の危機管理マニュアル作成の手引」の活用について

標記について、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から連絡がありましたので、お知らせします。

危険等発生時対応要領（危機管理マニュアル）については、危険等発生時に教職員が円滑かつ的確な対応を図るため、学校保健安全法に基づき、各種学校を除くすべての学校において作成が義務付けられます。

各学校においては、マニュアルの作成、見直しについて、適切に対応いただきますようお願いいたします。なお、各種学校においては、本手引きを取組の参考にさせていただきますようお願いいたします。

本通知の全文については、大阪府ホームページ『私立学校（園）向けのお知らせ』に掲載していますので、次のアドレスからご覧いただきますようお願いいたします。

【ホームページアドレス『私立学校（園）向けのお知らせ』】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/info/index.html>

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ 橋本 (06-6941-0351 内 4858)

幼稚園振興グループ 中川 (// 内 4859)

総務・専各振興グループ 谷口 (// 内 4862)